

前橋地方裁判所委員会（第39回）議事概要

第1 日時 令和4年7月5日（火）午後1時30分から午後3時00分まで

第2 場所 前橋地方裁判所裁判員候補者室

第3 出席者（委員・五十音順、敬称略）

（委員）

明石智治、岩崎泰人、小淵紀久男、釘島伸博、小磯正康、齊藤啓昭、佐藤裕子、杉山順一、田口智彦、田尻洋子、樋口努、三澤紘一郎、山口英幸、山崎威

（説明者）

田中芳樹（前橋地裁判事）、清水瑛夫（前橋地裁判事補）、前橋地裁民事部主任書記官、同総務課課長補佐、倉崎淳一弁護士、小和瀬聡弁護士

（庶務等）

前橋地裁民事首席書記官、同次席書記官、同事務局長、同事務局次長、同総務課長、同総務課庶務係長

（傍聴者）

報道関係者1名

第4 議題

「民事訴訟手続のIT化について」

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（釘島委員、三澤委員、山崎委員）

3 民事訴訟手続のIT化について

- (1) 田中芳樹前橋地裁判事及び前橋地裁民事部主任書記官から議題について説明した。
- (2) 本会場（清水判事補）と高崎支部、太田支部を結んでウェブ会議による手続の実演をした。
- (3) 倉崎淳一弁護士及び小和瀬聡弁護士から、利用者の立場からのメリットや課題を説明した。
- (4) 意見交換

委員

原告や被告はどの場所からウェブ会議に参加しなければならない等の決まりはあるのでしょうか。また、参加人数の制約や、画面に映っていない人がいた場合にどのように対処するのか、加えてそれに対する決まり等はあるのでしょうか。

説明者（田中判事）

入っていただいた場所であるとか、そういうことは確認させていただいております。

現時点でウェブ会議に対応していただくのは代理人弁護士ですが、調書にもどこで対応しているのかというのを書かなければならないので、どこにおられるのかというのを確認します。また、第三者に漏れないようなところでなければならぬというのは代理人弁護士のほうも分かっておりますし、危惧があるときにはそれを確認させていただきたいということです。

あと、ほかの人が映り込んでないかというのも、基本的には非公開の手続ですので、どなたが、例えば「ほかに立ち会っておられる方いますか。」というふうなことを聞くこともあります。

ただ、基本的には代理人弁護士なのでそこは分かっていますし、信頼関係もありますが、特段、見て、何か映り込んでいる人がいると、「この人誰ですか。」と聞いたりすることはあります。その場合、「御本人です。」とか、そういうことはありますが、ただ、基本的には、今申し上げたように、非公開の手続ですので、関係者の方であるとか、あるいは弁護士さん、あるいは御本人ということになると思います。

また、例えば、「会社の担当者の方、あるいは、技術の担当者の方いいですか。」と聞かれば、それは相手方の意見も聞いた上で、「結構です。」とすることもあります。

委員

1点だけ確認なんですけれども、例えば、原告と代理人弁護士の先生は物理的に必ず一緒にいないといけない、その2人も遠隔でつながるということは可能なんですか。

説明者（田中判事）

例えば、御本人の場合には、アカウント設定を今はしていませんので、御本人だけがウェブ会議に参加するという事は、今は想定されておりません。それは最高裁のほうも検討中だと思っておりますが、今、ウェブ会議でアカウントを設定するのは代理人弁護士のみとなっていますので、代理人の事務所と御本人が別の場所からアクセスするという事は、今は想定されておりません。それは今後の検討課題だと思っております。

委員長

裁判の手続なので、フレキシブルに、できるだけ参加しやすいようにという発想と、他方でどの範囲の方が、どういう形で参加するのかということも、結構制約もあるんですよ。

全く無関係の第三者の方が後ろに座って、操り人形のように参加するというようなことは避けなければならないので、どういうやり方であればうまく調和できるかということ、いろいろ試行錯誤している段階だと思っております。今、委員に言っていただいたところを、裁判所も非常に苦労

しているところですので、ありがとうございました。

委員

幾つか質問させていただきます。

1点目なのですが、原告の訴状提出というのは電子的にできそうな気がしますけど、被告が一般人の場合には、取りあえず紙ベースで郵便で送らないと、この世界に入っていないということのかなと。

被告のほうで既に代理人弁護士を選任していて、その人がアカウントを持っていれば、速やかに電子的な形で訴状送達ができるんでしょうけど、そこはまだそうでもないんだろうというのが1つです。

2つ目は、刑事事件の確定記録は検察庁が保管してますし、民事の確定記録は裁判所が保管していて、検察庁は記録と判決の保管のために苦勞しているというのが現状ですけど、裁判所はどうなのかなということで、将来的には、民事の確定記録とか判決は電子的に全部保管する方向になるんでしょうかということです。

その関係で3つ目ですが、今まで公判の記録というのは紙で作ってたんですけど、書記官の方々は例えば争点整理手続とか、公判における証人尋問の調書とか、そういうのは全部電子的に作って、電子的に記録とするのかということです。

4点目は、例えば、裁判官がどんな判決書くのかなって興味ある人はあるし、芸能人の離婚訴訟だと、一体どんな準備書面が取り交わされてるのか知りたい週刊誌はありそうだし、下手にアクセスされても困るだろうなというところがあって、セキュリティの懸念というのはあるんじゃないかなと思ってんですけど、その点はいかがかなというところでは。

説明者（田中判事）

先日、法改正がされたのが5月なのですが、電子データの提出等についてはフェーズ3という話で、公布の日から起算して4年を超えない範囲で政令で定める日から始めるということになって、それまでに細則等が決まっていくということになりますから、現時点でどうするのかというのは承知しておりません。

委員

私が疑問に思ったのは、今、日本にいる日本人をどうやって把握するかというと、多分、名前とか生年月日とか住所で特定して、「この人がこの事件の被告です。」といった感じで特定していくんだろうと思いますけど、デジタル化がどんどん進むと、電子的なIDとかアカウント情報が大事になってくる。それが、例えば、名刺交換するときには、必ず自分のアカウントが入ってくる

のかなど。だから、将来的に例えば、何か裁判を起こすときに、ちょっと調べれば相手のアカウントがすぐ分かって、電子的にすぐに訴状が送れるとか、そういう世界になるのかなと思ったところでは。

説明者（田中判事）

基本的に、訴状を直接相手方のアカウントに送るのではなくて、裁判所にまずアップロードするということが必要になりますので、直接送るといふことにはならないと思います。

それから、民事判決の電子データの保管や、調書のデータ化については、存じ上げておりません。セキュリティの関係はおっしゃるとおりだと思いますが、問題がないように、全力を挙げているということです。ほかに裁判所の委員から何かありますか。

委員（裁判所）

訴状は被告には普通に届くことが基本で、相手方に代理人が付いている明らかな情報があれば、即刻やり取りするという形だと思います。

若干聞いたところだと、今でも被告の居場所が分からないときに、調査嘱託という形で、裁判所がどこかに照会して「居場所はどこですか。」というのを調べられるって形になってるんですけど、そこで明らかになったデータを、相手方には見せないようにするような仕組みを作るといふようなことも言われています。

あと、記録は分からないですが、民事の判決は全部データ化するといふような方向のようです。

それから、セキュリティの関係では、電子データになったものを、今では記録上、利害関係がなくても訴訟記録を謄写はできませんが見ることはできるんですけども、電子データ化した後は、利害関係がない第三者はデータにアクセスできないような制限をかける方向に向かったのかなど。私も細かいところを全部把握していませんが、知る限りではそのぐらいです。

委員長

国会の審議などでもネットのアクセスが難しい方もきちんと裁判手続を利用できるようにしなければならないといふことはかなり問題意識を持って議論されていて、どういう形でそういう方に参加していただくかといふことについては、今後も引き続き検討するといふことになっていたかと思えます。

委員

IT化が進んでるといふことなんですけども、実際、企業ですと、かなり人員を少なくしたり、経費を抑えたりといふことがあったと思えます。訴訟がこれからどんどん増えていくといふ中で、なかなか裁判所もそれに対応がし切らないと。特に、裁判自体時間がかかるから、10万円の訴

訟はちょっと後になるかもしれないとか、いろいろあると思うんですよね。これをIT化することによって、今まで1週間2週間出すまでにかかったのが、2日でできるとか、将来的に、実際の裁判になった場合に、原告、被告を一々召喚するための手続だとか、その辺が随分簡略化できて、1年かかってできた裁判が3か月でできるようになるとか、そういったメリットと、費用面は今後どういうふうになるかのなというのはいかがでしょうか。

説明者（田中判事）

今まで1年かかっていたものが、IT化によって3か月で終わるというふうには到底、私の肌感覚としては思いませんけれども、例えば、1年半だったのが1年4か月とか1年2か月になるとか、そのくらいではなかろうかなという印象です。電子データ化することによって、審理の内容が変わるわけではないですが、電子データで早く出せるとか、あるいは、期日を開かなくて回転を早くすることができるというところにメリットがあると思います。事件数が減るわけでもないですから、そうだとすると、今よりは早くなるけれども、例えば、1年かかっていたものが3か月で終わるのかというと、必ずしもそうではないのかなという感じはします。

委員長

ただ、全体として見ると、民事裁判の中で非常に時間がかかるものがあって、それについて、国民の方のニーズに合うように早く進められるようにしてほしいという希望があることは間違いのないですね。改正法の中には、当事者の方が合意していれば、訴状が被告に届いてから6か月以内に目途をつけるというような手続というのも新設することになっています。裁判の中でいろいろなものがあって、なるべく早くとにかく解決してほしいというものもあれば、十分時間をかけて言い分を聞いてもらいたい、1年2年かかってもいいから、納得のいく解決をしてほしい、いろんなタイプのものがございますので、できるだけそれに見合った形で、いろんなメニューを用意することが、今の法律の発想だと思います。

ただ、こういうものを使ったらもっと時間がかかったということは絶対許されないことですので、我々もいろいろ習熟して、弁護士さんとも協力して、もっと使いやすいようにしないといけないと、裁判所としては受け止めているところです。裁判にすると、いつ終わるのか分からないというようなイメージがありますかね。どうでしょうか。

委員

労働争議だとか、そういうのがあったりすると、余計時間がかかったりして。その間に何か、1つの決まっていたものが、法改正でどんどんどんどんずれ込んでいって、今までは、罰した法律が変わってしまったとか、そんな長いのはないと思うんですけども、そういう可能性もあるのかなと。

特にITに関しては、IT犯罪がこれから増えてくると、法律というのは完全に追いついてこないと思うので、そうなった場合に、少し時間が経ったら何の犯罪でもなくなっちゃうのかなという心配もあるので、その辺は、やはりスピードか勝負なのかなという気もしました。

委員長

その事件に見合った納期というのがあると思うので、それをきちんと意識して仕事をしないといけないということは、裁判所としては今受け止めているところでございます。

委員

弁護士さんの事務所に行って、原告、被告が参加するという形が多いということだと理解したんですけれども、そうなるとう結局、被告とか原告にとっては、弁護士さんの事務所までは足を運ぶわけで、それなら裁判所まで行くのもたいして変わらないから裁判所に行きたいと考える人はそんなに珍しくないんじゃないかと思うんですけど、そうなるとう、片や対面、片やウェブ会議という状況って、それなりに想定されるような気がするんですよね、少なくとも過渡期的には。

大学の授業とか学会とかだと、全面対面か全面ウェブ、全面オンラインというのだと、一度で話が済むのでスムーズなのですが、ハイブリッドで、対面の参加者もいる、オンラインの参加者もいるというのは、一番ややこしいし、すごく時間がかかるので、今そういう状況なので、困ったなところなのですが、裁判の場合は、それぞれに原告側、被告側って、別々に話すことが多いようなので、あまりそこは問題にならないんですかね。ハイブリッドな状況というのは、大学の授業とか学会に関して言うとう何かややこしいだけという気がするんですけども、そういう状況が生まれたとき、裁判ではあまり大きなデメリットではないのでしょうか。

説明者（田中判事）

例えば代理人が東京で、原告本人が前橋の方で、原告本人は裁判所に来たいんだと。代理人は事務所で対応すると。そして被告側はウェブで対応するというケースはありますね。

ですから、御本人だけこちらに来られて、あと原告代理人がウェブ、被告代理人がウェブという場合もありますけれども、特にそれで支障があるわけではありません。問題があるとすると、原告本人と、ウェブで対応している原告代理人との、今後の進行についての意見が食い違ってる場合ですね。そのような場合、「じゃあ今、お待ちしますから、外でお二方でどちらかに意思を統一していただいて、今後の進行をどういうふうな方向で進めたいのかということをお決めになってください。」と言って、一回外へ出ていただいて、例えば電話か何かで、原告御本人と原告代理人とで打合せをしてもらってまた入っていただいて、「協議の結果、こういうふうな方向で進めたいと思う。」というふうにしていただければ、それで問題ないということになると思います。

説明者（弁護士）

先ほどの問題意識は私も感じると思います。ただ、裁判は、3者しかいないことが圧倒的に多いので、裁判官1人と、原告代理人1人と、被告代理人1人の3人しかいないことが多いんですね。そうすると、1人が実際に裁判所へ来て話をしても、あまり問題がないというか。

おっしゃられているのは、多分、会議に参加する方が10人で、実際に参加している方が5人、ウェブで参加している方が5人とか、そういうことを御想定なさっていらっしゃるかと思いますが、それで会議を運営すると、確かに非常に手間がかかるというのはあるんですが、3者しかいないことが圧倒的に多いので、あまり困らないと思います。

4 民事調停の利用促進について前橋地裁総務課課長補佐から説明した。

5 次回の開催期日及びテーマについて

未定（追って調整）